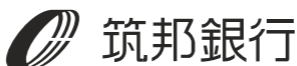


ちくぎん

マルチナVISAカード 利用規定集

会員規定をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください。



———— も く じ ————

- ちくぎんマルチナVISAカード会員規定 …… 1
- 海外預金引出しサービス利用特約 …… 25
- 株式会社筑邦銀行における
個人情報取扱いに関する同意事項 …… 27
- ちくぎんマルチナVISAカード保証委託約款 33
- 三井住友カード株式会社における
個人情報取扱いに関する同意事項 …… 36
- ちくぎんカード規定 …… 41
- ICキャッシュカード特約 …… 45
- デビットカード(J-Debit)取引規定 …… 47

ちくぎんマルチナVISAカード会員規定

第1章【一般条項】

第1条（会員）

1. 株式会社筑邦銀行（以下「当行」といいます。）に、本規定承認のちくぎんマルチナVISAカード（以下「カード」といいます。）の利用を申込み、当行が適格と認めた方を本会員とします。
2. 本会員が指定した家族で、当行が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお、本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。
3. 本会員は、家族会員のカード取引による当行に対する一切の債務について、家族会員と連帯して責任を負うものとします。なお、家族会員は、第2条第2項に基づいて貸与された自己のカードに基づく債務について責任を負うものとします。
4. 本会員は、申込時にカード取引を行う普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下「利用口座」といいます。）を指定するものとします。
5. 会員と当行との契約は、当行が適格と認めたときに成立します。

第2条（カードの種類、貸与および管理）

1. 当行が発行するカードの種類は、「マルチナVISAゴールド」、「マルチナVISAクラシック」、「マルチナVISAアミティエ」とします。
2. 当行は、会員に希望する種類のカードを貸与します。なお、家族会員にカードを貸与する場合は本会員と同一種類のものとします。
3. 会員はカードを貸与されたときは、直ちにカード裏面署名欄に自署するものとします。
4. カードは、カード表面に表示された会員本人以外使用できません。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。
5. カードの所有権は当行に属し、会員は他人にカードを貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。
6. 日本国内にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに当行所定の書面により利用口座のある店舗に届け出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの停止の措置を講じます。
7. 前項の届出の前に、電話による通知があった場合にも前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面により利用口座のある店舗に届出てください。
8. 海外にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちにVisa International Service Association（以下「Visa International」といいます。）に加盟の最寄りの金融機関、クレジットカード会社または利用口座のある店舗に通知す

るとともに、帰国後すみやかに当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。

第3条 (保証の委託)

会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。なお、保証委託の範囲等については、別途ちくぎんマルチナVISAカード保証委託約款によるものとします。

第4条 (サービスの範囲)

1. 会員はカードを利用して、次のサービスを受けることができます。
 - ① 当行および当行が提携した金融機関の現金自動預金機（現金自動預払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用した利用口座への預入れ。
 - ② 当行および当行が提携した金融機関の現金自動支払機（現金自動預払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用した利用口座からの払戻し。
 - ③ 当行および当行が提携した金融機関の現金自動振込機（現金自動預払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用した振込資金の利用口座からの振替えによる払戻しおよび振込。
 - ④ 第18条第1項に定める加盟店における商品の購入ならびにサービスの提供を受けたことにかかる代金および料金の立替支払い（以下「ショッピングサービス」といいます。）。
 - ⑤ 支払機等による立替え現金払出し（以下「キャッシングサービス」といい、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」により構成されます。）。
 - ⑥ 支払機等による利用口座の当座貸越借入金の払出しおよび預金機による当座貸越借入金の返済（以下「カードローンサービス」といいます。ただし、当行が別に承認した場合に限ります。）。
 - ⑦ その他サービス。
2. 家族会員は、前項⑥を除くすべてのサービスを受けることができます。
3. 会員は、第18条第1項に定める提携Visa各社において自社のクレジットカード会員に対し実施する各種サービスのうち一部受けることのできないサービスがあります。

第5条 (カードの利用方法)

1. 会員は預金機、支払機および振込機にてカードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向に従って、キャッシュカードサービス（第4条第1項①～③および⑥）を利用する際には「キャッシュカードのご利用」の方向から挿入し、クレジットサービス（第4条④および⑤）を利用する際には「クレジットカードのご利用」の方向から挿入し、機能を使い分けるものとします。
2. 会員がカードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両方を使用できる加盟店においてカードを利用する場合には、カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前2項において会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとし、また会

員はこの場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条 (特典および付帯サービス)

1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、パンフレット等に記載します。
2. 当行は会員に事前に通知することなく、特典の内容を変更または中止する場合があります。
3. 会員は、当行と契約しているサービス提供企業（以下「サービス提供企業」といいます。）が提供する付帯サービスを利用することができます。
4. 付帯サービスの利用にあたっては、サービス提供企業の定める規約等がある場合には、会員はそれに従うものとします。また、カードの種類によっては利用できない付帯サービスがあることをあらかじめ了承することとします。
5. サービス提供企業は会員に事前に通知することなく付帯サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第7条 (暗証番号)

1. 会員は、当行所定の方法により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとし、預金の預入れ、払戻し、振込に使用する暗証番号および第18条第1項に定める加盟店に設置の端末機を使用するショッピングサービス、キャッシングサービスに使用する暗証番号をそれぞれ届出するものとします。
2. 会員は、暗証番号につき生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、また、会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員は、当行所定の方法により暗証番号を変更することができるものとします。ただし、カードの再発行手続きが必要となる場合があります。

第8条 (暗証番号の照合等)

1. 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が会員に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、日本国内のキャッシングサービスを行います。
2. 当行は、日本国外におけるVisa Internationalに加盟する金融機関、クレジットカード会社が設置し、指定している支払機において、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を当行が確認のうえ、海外キャッシングサービスを行います。
3. 当行は、日本国外におけるVisa Internationalに加盟する金融機関、クレジットカード会社がカードを確認し、カード上の署名とキャッシングサービス請求書類の署名の一致を確認のうえキャッシングサービスを行います。
4. 加盟店に設置の端末機によりカードを確認し、端末機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、ショッピングサービスを行います。

第9条 (カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カード表面に月、年(西暦の下2桁)の順に記載し、当該月の月末日までとします。

2. 有効期限を経過したカードは使用できません。有効期限を経過したカードは、ハサミによる裁断等の処理を施したうえで、会員の責任において廃棄するものとします。
3. カードの有効期限が到来した場合、当行が継続を適当と認めるときは、新たな有効期限を記載したカードを会員に貸与します。

第10条（届出事項の変更等）

1. 当行に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、その他の項目（以下「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出等当行所定の方法により届出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったために、当行から届出の氏名、住所にあてて通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 当行は、「個人情報の取扱いに関する同意事項」第1条第1項に定める利用目的の範囲で、会員のカード利用による当行に対する債権の保全上の必要と認められるときは、当該会員について同条第2項に定める情報を適正な手段で調査、収集、保有ができるものとします。
4. 会員が第30条第1項または第2項に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提供を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。

第11条（年会費）

1. 会員は、当行に対し所定の年会費を毎年1回所定月の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。なお、支払日に自動引落ができない場合においても、当行は、支払日後いつでも同様の取扱いができるものとします。また、本規定による契約が終了または解約されても年会費は返却しません。
2. 前項の年会費は、当行が必要と定めたときは相当な範囲で変更できるものとし、この場合、当行の店頭または支払機設置場所への掲示等当行所定の方法により会員に通知するものとします。

第12条（偽造カード等による利用）

偽造または変造カードによるショッピングサービスまたはキャッシングサービスの利用については、会員の故意による場合または当該カード利用について当行が善意かつ無過失であつて会員に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

第13条（盗難カード等による利用）

1. 会員は、カードの紛失・盗難等にあつた場合には、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出するものとします。
2. カードを他人に使用され、ショッピングサービスまたはキャッシングサービスを利用されたことにより生じた損害が、カードの盗難、詐取、横領または紛失によるときは、第2条第6項、第7項の当行への届け出日または通知日、第2条第8項の通知を当行または金融機関、クレジット会社が受

理した日（いずれか早い日）および受理日の前後60日以内の損害については、つぎのすべてに該当する場合、会員は当行に対して当該ショッピングサービスまたはキャッシングサービスの利用にかかる損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難、詐取、横領または紛失に気付いてからすみやかに、当行への通知または届け出が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、会員より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難、詐取、横領または紛失にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
3. 前号の規定は、前号にかかる当行への通知または届出が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正なショッピングまたはキャッシングが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 前2号の請求がなされた場合、当該ショッピングサービスまたはキャッシングサービスを利用されたことによる損害が、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合を除き、その損害の額に相当する金額の全額を補てんします。
- ① 会員または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因して損害が生じた場合。
 - ② 会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者が自ら行いもしくは加担したカードの盗難に起因して損害が生じた場合。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または地震、噴火もしくはこれらによる津波にもとづく著しい秩序の混乱に乗じてなされたカードの盗難もしくは紛失に起因して損害が生じた場合。
 - ④ カードの有効期限後に行われた不正使用により損害が生じた場合。
 - ⑤ 本規定に違反している状況において、カードの盗難、詐取、横領または紛失によって損害が生じた場合。
 - ⑥ 会員がカードの発見回収、不正使用者の発見その他損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。
 - ⑦ 会員が当行の請求する書類を提出しなかったとき、または提出した書類に不正の表示をした場合。
 - ⑧ 会員が盗難、詐取、横領または紛失に関する事実および状況の調査を拒否したとき、または不正な陳述をした場合。
 - ⑨ 盗難、詐取、横領、紛失または被害状況の届けが虚偽であった場合。
5. カードを他人に使用され、ショッピングサービスまたはキャッシングサービスを利用されたことにより生じた損害で、前号により当行が補てんする以外のものは会員の負担とします。

第14条 （カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行が認めた場合で、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
ただし、カードの偽造、変造等の場合のカードの再発行は、

その限りではありません。

第2章【ショッピング・金融サービス条項】

第15条 （利用枠）

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。
2. ショッピングサービスの利用枠（以下「ショッピング利用枠」といいます。）は、本会員と家族会員の利用枠を合算して当行が所定の方法により定めるものとします。また、当行は、ショッピング利用枠の範囲内でリボルビング払い、分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払い及びボーナス一括払いによる「リボ・分割利用枠」を別途定めることができるものとします。
3. 前項の利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを使用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
4. ショッピングサービス利用の際、利用金額、購入商品や提供を受けるサービス、利用状況等の事情によっては当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当行または「個人情報の取扱いに関する重要事項」第1条に定める提携会社に対してカードの利用に関する照会を行うことをあらかじめ承認するものとします。なお、当行または提携会社が会員のカード利用が適当でないと判断したときはカードの利用はできません。
5. キャッシングサービスの利用枠（以下「キャッシング利用枠」といいます。）は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括の未決済残高の合計額として管理します。その金額は第1項に定める総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
6. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
7. キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、第5項のキャッシング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
8. 日本国外におけるキャッシングサービスによる利用枠は第2項に定めるショッピング利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
9. 会員は、利用枠を超えてカードを利用した場合においても当然に支払義務を負うものとします。
10. 当行は、本条に定める利用枠の金額は、会員に通知することなく増額または減額できるものとします。また、会員が増額を希望する場合は、当行所定の方法により申込むこととし、当行が適当と認めたときに増額するものとします。

第16条 （複数枚カード保有における利用枠）

会員が、当行の発行するカードを複数枚所持している場合のカード利用枠は、それぞれのカードごとの合計額ではなく、そ

これらのカードを合算して第15条第1項に定めた金額以内とします。

第17条 (手数料の料率、利率の変更)

リボルビング払い、分割払いの手数料の料率およびキャッシングサービスの利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。この場合、当行から手数料の料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い、キャッシングサービスの利用残高に対し、また分割払いについては変更後の利用分から、変更後の手数料の料率、利率が適用されるものとします。

第18条 (ショッピングサービス)

1. 会員は、Visa Internationalに加盟の金融機関またはクレジットカード会社等（以下「提携Visa各社」という。）と契約した日本国内および国外の加盟店（以下「加盟店」という。）にカードを呈示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことによりショッピングサービスを受けることができます。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作する等、所定の手続を行うことにより同様のサービスを受けることができます。
2. 前項の定めにかかわらず、当行が通信販売、カタログ販売等特殊な方法を定めた場合は、その方法によるものとします。この場合には、カードの呈示、署名等を省略することができるものとします。
3. 前2項により会員が加盟店に支払うべき代金および料金は、加盟店および提携Visa各社からの請求に基づき当行が所定日までの間、会員の委託により立替支払いします。
4. 前項において提携Visa各社は加盟店から、会員の利用により生じた加盟店の会員に対する債権の譲渡を受ける場合があります。この場合、会員は加盟店、提携Visa各社からの通知または承認の請求を省略して譲渡されることを予め承諾するものとします。
5. 会員のショッピング利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務によっては当行の承認が必要になります。この場合、会員は加盟店が当行に対してショッピング利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。その際、当行が会員本人の利用であることを確認することがあります。
6. 当行は、会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合、または約定支払日に支払われなかった場合は、ショッピング利用を断ることがあります。また貴金属、金券類等の一部の商品については、ショッピング利用を制限することがあります。
7. 商品の所有権は、当行が加盟店に対して立替払いをしたとき、または加盟店から当行に債権が譲渡されたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを会員は承認します。
8. 会員は、カードの利用により購入した商品またはサービス等を加盟店との合意によって取消す場合、その代金および料金は当行所定の方法により精算するものとします。

第19条 (ショッピング利用代金の支払区分)

1. ショッピング利用代金の支払区分は1回払い、2回払い、

ボーナス一括払い、リボルビング払い、支払回数が3回以上でかつ当行所定の支払回数の分割払い（以下「分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いは、一部の加盟店で指定できない場合、ボーナス一括払いは指定できない期間がある場合があります。なお、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかったときは、すべて1回払いを指定したものと取り扱われます。また、リボルビング払い、分割払いを指定した場合でも、利用したカードを解約したときは、1回払いとして取り扱われることがあります。

2. 前項にかかわらず、会員は、次の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払い、分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、キャッシングサービス、カードローンサービス、その他当行が指定するものには適用されません。

① 本会員が申し出、当行が認めた場合、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定したときは、当該ショッピング利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。

② 日本国外に所在する加盟店（これに準ずるものを含む。）でのショッピング利用代金について、事前に本会員が申出て当行が適当と認めた場合に、以後の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。

③ カードの利用の際に1回払い、2回払い、ボーナス一括払いを指定したショッピング利用代金の支払区分について、本会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申し出を行い、当行が適当と認めたときに、当該代金（2回払いは利用額の全額）をリボルビング払い、分割払いに変更する方式。その場合、1回払い、2回払いからの変更のときは、カード利用の際にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更のときは、ボーナス一括払いの支払日の締切日にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後で、ボーナス一括払いの支払日の締切日までに会員資格の取消しがあったときは、支払区分変更の申し出はなかったものとします。

④ 支払日の前月22日以降に、前項により支払区分の変更を行ったショッピング利用代金については、事務上の都合により、利用時の支払方法に応じた各締切日の翌月15日を締切日とみなして取り扱われます。

第20条 （代金等の支払い）

1. ショッピングサービス、第25条および第26条に定めるキャッシングサービスによる会員の当行に対する債務の締切日は、毎月15日とし、翌月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで本会員の利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、支払日等について別に定めがある場合は、その定めに従うものとします。なお、事務上の都合により支払日は翌々月

以降の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）になることがあります。

2. 2回払いは、ショッピング利用代金の半額（端数が生じた場合は、初回分に算入します。）を、締切日の翌月と翌々月の支払日に支払うものとします。ボーナス一括払いの締切日は、毎年7月15日、12月15日とし、それぞれ翌月の支払日に支払うものとします。
3. 本会員または家族会員が、本規定に違反してカードを利用した場合ならびに本規定に定める以外の方法によりカードを利用した場合でも本会員は支払いの責を負うものとし、その利用代金および料金の支払いは前2項と同様とします。
4. 会員の決済が外貨による場合におけるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金および料金（カード利用が日本国内であるものを含む）については、外貨額を円貨に換算した金額を第1項の定めにより支払うものとします。円貨への換算には、Visa Internationalで売上処理した時点のVisa Internationalが適用した交換レートに当行の海外取引に係わる事務処理など所定の費用分として、所定の費用を加算したレートを適用するものとします。
ただし、日本国外におけるキャッシングサービスについては、海外取引に係わる事務処理など所定の費用分は加算していません。
5. 当行は、第1項および第2項の債務の支払金額をご利用代金明細書により通知いたします。また、第1項および第2項の債務が年会費のみの場合は、ご利用代金明細書の発行を省略することができるものとします。
6. 会員の当行に対する弁済期の到来している債務について、当行は随時、支払いを受けることができるものとします。また、弁済期の到来しているショッピングサービスによる債務とキャッシングサービスによる債務の合計額が利用口座の預金不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、ショッピングサービスによる債務と、日本国内におけるキャッシングサービスによる債務のいずれの債務にも充当できないときは、その債務の一部の引落しはいたしません。
7. 決済口座の残高不足等により、支払期日に、当行に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当行は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。但し、当行から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。

第21条 （リボルビング払い）

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
 - ① お店でリボ：カード利用の都度リボルビング払いを指定する方法。
 - ② マイ・ペイすりボ：本会員が事前に申出て当行が適当と認めた場合において、あらかじめカードショッピング代金の支払区分を全てリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。

マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消するものとします。

- ③ あとからリボ：カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当行が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。「マルチナVISAゴールド」の場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて第3項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。

3. お店でリボおよびあとからリボの毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象といたします。

マイ・ペイすリボの毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1ヵ月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

4. 会員は、別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。
5. 第18条第8項に定めるカード利用後の取消の場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消にかかわらず第3項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第22条 （分割払い）

1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。

- ① カード利用の都度分割払いを指定する方法

- ② カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金（2回払いは利用額の全額）を分割払いに変更する方法。この方法は、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合はボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
- ③ 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
 3. 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
 4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当行が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏季6月・7月・8月、冬季12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。
 5. 会員は、別途定める方法により、分割払いにかかる債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。
 6. 第18条第8項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず第2項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第23条 （見本・カタログ等と現物の相違）

会員が、日本国内の加盟店で見本・カタログ等により商品及

びサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求若しくは当該売買契約の解除をすることができます。

第24条 （支払停止の抗弁）

1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対し当該事由の存する商品等について支払いを停止することができます。但し、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
 - ① 商品等の引渡し、提供がなされないこと。
 - ② 商品等に破損、汚損、故障、その他瑕疵があること。
 - ③ その他商品等の販売、提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
3. 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申出るときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
4. 会員は、前項の申出をするときはあらかじめ第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
5. 会員は、第3項の申出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当行に提供するよう努めるものとします。また当行が第2項の事由について調査するときは、会員はその調査に協力するものとします。
6. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - ① 商品等の購入もしくは受領が会員にとって営業のため若しくは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。
 - ② リボルビング払いの場合で、1回のカード利用にかかる現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - ③ 分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用にかかる支払総額が4万円に満たないとき。
 - ④ 海外加盟店でカードを利用したとき。
 - ⑤ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
7. 会員は、当行がショッピング利用代金の残額から第2項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続するものとします。
8. 本条に定める条項は、既払金の返還の請求を認めるものではありません。

第25条 （キャッシングサービスの取引を行う目的・利用方法）

1. 本会員は、当行および国内の金融機関等が設置している所定のVisa標識のある支払機（以下「Visa支払機」という。）および提携Visa各社が指定した日本国外の支払機（以下「提携支払機」という。）を使用して、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」の利用枠の範囲内で生計費とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けること

ができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業資金とすることを取引を行う目的とします。なお、家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

2. 提携支払機の取扱いは、当該支払機を設置した提携Visa各社の定めによるものとします。
3. 本会員は、日本国外で提携Visa各社が指定する取扱窓口にカードを呈示し、提携Visa各社所定の伝票に会員自身が署名することにより当行からキャッシングサービスを受けることができます。
4. キャッシングサービスは、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」により構成されます。
5. キャッシングサービスの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、別表のとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
6. キャッシング一括を利用した場合、元利一括返済とし、当行所定の利率で年365日（閏年は366日）の日割計算による金額をキャッシング手数料として元金とともに第20条第1項に定める支払日に支払うものとします。

第26条（キャッシングリボ）

1. 会員は、キャッシングリボの利用枠の範囲内で、繰り返し利用できます。
2. キャッシングリボの返済方法は毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用残高に応じて当行が定める金額とします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
3. 本会員の信用状態が悪化したと認められる場合、当行が定める本人確認手続きが完了しない場合等当行が必要と認めた場合には、当行はいつでもキャッシングリボの利用枠の金額を減額できるものとします。
4. 本会員は、キャッシングリボの立替え払い金に対し、当行所定の利率（付利単位100円）による利息を支払うものとします。毎月の利息額は、毎月の締切日までの日々の利用残高に対し年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、第20条第1項に定める支払日に支払うものとします。
5. キャッシングリボの返済は、返済元金と前項の経過利息の合計として当行が指定した金額を第20条第1項に定める支払日に支払うものとします。
6. 本会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの利用残高の全額または一部を繰り上げて返済することができます。

第27条（普通預金の預入れおよび払戻し）

会員は普通預金規定（総合口座規定）、ちくぎんカード規定、デビットカード（J-Debit）取引規定、ICキャッシュカード特

約等により、利用口座の普通預金の預入れおよび払戻しをすることができます。

《リボルビング払いについて》

- 毎月の元金支払額（元金定額方式）
5千円、1万円以上1万円単位にご指定いただきます。ただし、「マルチナVISAゴールド」の場合は1万円以上1万円単位とします。
※リボルビングご利用残高がご指定の元金支払額に満たないときは、その元金と手数料の合計額をお支払いいただきます。
- リボルビング払いの手数料の料率
実質年率15.00%（年365日の日割計算。閏年は366日）
- 手数料計算式
リボルビング払い残高×手数料の料率×
手数料計算期間(日)÷365日(閏年は366日)
- リボルビング払いの手数料計算期間
 1. 「お店でリボ」、「あとからリボ」の場合
利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。
締切日の翌日から翌月の締切日までを1ヵ月分とし、翌々月の支払期日に後払いするものとします。
初回：手数料計算の対象外
2回目：最初に到来する締切日の翌日から2回目の締切日まで
3回目以降：前月の締切日の翌日から締切日まで
 2. 「マイ・ペイすリボ」の場合
利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としません。
支払期日の翌日から締切日までの期間の手数料を翌月の支払期日に後払いするものとします。
締切日の翌日から翌月の締切日までを1ヵ月分とし、翌々月の支払期日に後払いするものとします。
初回：手数料計算の対象外
2回目：最初に到来する支払期日の翌日から締切日まで
3回目以降：前月の締切日の翌日から締切日まで
- お支払い例
 1. 「お店でリボ」、「あとからリボ」の場合
3月1日に5万円（消費税込み）のご利用をされた場合
<手数料の料率15.00%、「元金定額（1万円コース）」を選択された場合>
 - ① 第1回目お支払い（4月10日）
 - ・元金支払額 10,000円
 - ・手数料 0円
 - ・弁済金 10,000円
 - ・お支払い後残高 50,000円－10,000円＝40,000円
 - ② 第2回目お支払い（5月10日）
 - ・元金支払額 10,000円
 - ・手数料 50,000円×15.00%×16日
(3月16日～3月31日) ÷365日
+50,000円×15.00%×10日
(4月1日～4月10日) ÷365日
+40,000円×15.00%×5日
(4月11日～4月15日) ÷365日
=616円

※支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。

- ・ 弁済金 10,616円
- ・ お支払い後残高 $40,000円 - 10,000円 = 30,000円$
- ③ 第3回目お支払い(6月10日)
 - ・ 元金支払額 10,000円
 - ・ 手数料 $40,000円 \times 15.00\% \times 15日$
 $(4月16日 \sim 4月30日) \div 365日$
 $+ 40,000円 \times 15.00\% \times 10日$
 $(5月1日 \sim 5月10日) \div 365日$
 $+ 30,000円 \times 15.00\% \times 5日$
 $(5月11日 \sim 5月15日) \div 365日$
 $= 472円$
 - ・ 弁済金 10,472円
 - ・ お支払い後残高 $30,000円 - 10,000円 = 20,000円$

2. 「マイ・ペイすリボ」の場合

9月1日に5万円(消費税込み)のご利用をされた場合
 <手数料の料率15.00%、「元金定額(1万円コース)」
 を選択された場合>

- ① 第1回目のお支払い(10月10日)
 - ・ 元金支払額 10,000円
 - ・ 手数料 0円
 - ・ 弁済金 10,000円
 - ・ お支払い後残高 $50,000円 - 10,000円 = 40,000円$
- ② 第2回目お支払い(11月10日)
 - ・ 元金支払額 10,000円
 - ・ 手数料 $40,000円 \times 15.00\% \times 5日$
 $(10月11日 \sim 10月15日) \div 365日$
 $= 82円$
 - ・ 弁済金 10,082円
 - ・ お支払い後残高 $40,000円 - 10,000円 = 30,000円$
- ③ 第3回目お支払い(12月10日)
 - ・ 元金支払額 10,000円
 - ・ 手数料 $40,000円 \times 15.00\% \times 16日$
 $(10月16日 \sim 10月31日) \div 365日$
 $+ 40,000円 \times 15.00\% \times 10日$
 $(11月1日 \sim 11月10日) \div 365日$
 $+ 30,000円 \times 15.00\% \times 5日$
 $(11月11日 \sim 11月15日) \div 365日$
 $= 489円$

※支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。

- ・ 弁済金 10,489円
- ・ お支払い後残高 $30,000円 - 10,000円 = 20,000円$

《分割払いについて》

- 分割払いの支払回数、支払期間、手数料の料率(実質年率)、
 分割係数

支払回数	3回	5回	6回	10回
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月
手数料の料率 (実質年率)	12.00%	13.25%	13.75%	14.25%
分割係数	2.01%	3.35%	4.02%	6.70%

12回	15回	18回	20回	24回
12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
14.50%	14.75%	14.75%	14.75%	14.75%
8.04%	10.05%	12.06%	13.40%	16.08%

※加盟店により、上記支払回数をご指定いただけない場合があります。

● 分割払いのお支払例

3月1日に5万円（消費税込み）の商品を5回払いでご購入された場合

- ① 上表に基づく手数料総額（目安）
50,000円×3.35%=1,675円
- ② 上表に基づくお支払い総額（目安）
50,000円+1,675円=51,675円
- ③ 毎月のお支払額（分割支払金）
51,675円÷5回=10,335円（元利均等残債方式により、最終回の支払額は端数調整します。）
- ④ 初回お支払い（4月10日）
 - ・分割支払金 10,335円
 - ・内手数料額 50,000円×13.25%×26日
(3月16日～4月10日)÷365日=471円
 - ・内元金 10,335円-471円=9,864円
 - ・支払後残元金 50,000円-9,864円=40,136円
- ⑤ 第2回目お支払い（5月10日）
 - ・分割支払金 10,335円
 - ・内手数料額 40,136円×13.25%×30日
(4月11日～5月10日)÷365日=437円
 - ・内元金 10,335円-437円=9,898円
 - ・支払後残元金 40,136円-9,898円=30,238円
- ⑥ 第3回目お支払い（6月10日）、第4回目お支払い（7月10日）
第2回目お支払いと同様の計算をします。
- ⑦ 最終回お支払い（8月10日）
 - ・支払後残元金 10,128円
 - ・手数料額 10,128円×13.25%×31日
(7月11日～8月10日)÷365日=113円
 - ・分割支払金 10,241円

※閏年は366日で計算します。

■ 以上により、分割支払金の内訳は次表のとおりとなります。

支払回数	1回目	2回目	3回目
分割支払金	10,335円	10,335円	10,335円
内手数料額	471円	437円	340円
内元金分	9,864円	9,898円	9,995円
支払後残元金	40,136円	30,238円	20,243円
	4回目	5回目	合計
	10,335円	10,241円	51,581円
	220円	113円	1,581円
	10,115円	10,128円	50,000円
	10,128円	0円	-

《キャッシングサービスについて》

● キャッシングリボ・キャッシング一括のご利用方法

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	キャッシング一括	キャッシングリボ	キャッシング一括
当行が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	—	○	—

● キャッシングリボ・キャッシング一括の返済方法・回数、利率等

名 称	キャッシングリボ									
返済方法	元利定額返済 ボーナスマ月増額返済あり									
返済期間 返済回数	<p>利用残高および返済方法に応じ、元金と利息を完済するまでの期間、回数。 利用枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高に応じて、返済期間、返済回数は変動する。 ＜毎月返済額・残高スライド方式＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利 用 残 高</th> <th>毎月の元利定額返済金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超200万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜返済例＞ 借入額5万円、元利定額返済・毎月返済額1万円、実質年率15.0%の場合、 7ヵ月・7回※。 ※6回目・7回目の返済額は1万円未満</p>		利 用 残 高	毎月の元利定額返済金	50万円以下	1万円	50万円超100万円以下	2万円	100万円超200万円以下	3万円
利 用 残 高	毎月の元利定額返済金									
50万円以下	1万円									
50万円超100万円以下	2万円									
100万円超200万円以下	3万円									
実質年率	15.0%									

名 称	キャッシング一括・海外キャッシング	
返済方法	元利一括返済	
返済期間 返済回数	23日～56日（但し暦による）・1回	
実質年率	キャッシング一括	15.0%
	海外キャッシング	15.0%

第3章【その他の条項】

第28条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次の各号の事由のいずれかに該当したときは、当行は本会員への通知催告を要せず、本会員は本規定に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、カード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとし、
 - ① 保証会社から保証の取消または解約の申出があったとき。
 - ② 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ④ 会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - ⑤ カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不相当と認めたとき。
 - ⑥ 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。
 - ⑦ 相続の開始があったとき。
 - ⑧ リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当行から20日以上相当の期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらずその期間内に支払わなかったとき。
2. 本会員は、当行に支払うべき債務の履行を遅滞した場合、および第29条第1項の規定により会員資格（家族会員を含む）を取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いによるショッピング代金債務を除く本規定に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとし、
3. 会員が次の各号の事由のいずれかに該当したときは、当行からの本会員への通知催告等により、本会員は期限の利益を失い、カード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとし、なお、この場合本会員が住所変更の手続きを怠る、あるいは本会員が当行からの通知催告等を受領しないなど、本会員の責めに帰すべき事由により、通知催告等が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到着すべき時期に到達したものとみなし、
 - ① 本規定に定める事項の1つにでも違反したとき。
 - ② 本規定に基づくカード取引に関し、当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ③ 指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると当行が認めたとき。
 - ④ 前各号のほか当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
4. 本会員は、第30条の事由により会員資格を取消された場合、本規定に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとし、

第29条（会員資格の取消）

1. 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、
 - ① カード・ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る

事実について虚偽の申告をした場合

- ② 本規定のいずれかに違反した場合
 - ③ カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合
 - ④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適當若しくは不審があると当行が判断した場合
 - ⑤ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - ⑥ 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、および次の(1)から(2)のいずれかに該当した場合
 - (1) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑦ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、または、当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前記(1)から(4)に準ずる行為
 - ⑧ 会員に対し第10条第4項または第32条第4項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をしたとき。
 - ⑨ 付帯されている保険サービスについて解除の申し出をした時は、当該会員から退会の申し出がなされたものとみなします。
2. 会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
 3. 会員資格を取消されたときは、当行が必要と認めた場合には、会員は速やかにカード及びチケット等当行から貸与された物品を当行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
 4. 当行は、会員資格の取消を行った場合、カード及びチケットの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。
 5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等について全て支払いの責めを負うものとします。

第30条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、

総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は当行からの請求があり次第、当行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負います。

第31条 (損害金等)

1. 本会員は当行に対する債務を支払日に支払わなかった場合には、当該支払金の元金に対し支払日の翌日から完済に至るまで、次に定める遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、年365日(閏年は366日)の日割計算とします。
 - ① 本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日まで、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る分割支払金合計の残金金額(付利単位100円)については商事法定利率を乗じ計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金(付利単位100円)については年14.60%を乗じて計算した額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。
 - ② 前①の場合を除き、本会員が、カードショッピングの支払金(付利単位100円)の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.60%を乗じて

計算した額の遅延損害金を支払うものとし、但し、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額（付利単位100円）に対し商事法定利率を乗じて計算した額を超えないものとし、

- ③ キャッシングサービスのうち、キャッシング一括は、年20.00%を乗じた額。また、キャッシングリボは、年20.00%を乗じた額。

2. 当行が会員に対する債権の保全ならびに取立に要した一切の費用は会員の負担とします。

第32条 （サービスの一時停止）

1. ショッピングサービス、キャッシングサービスによる債務のいずれかの支払いを怠ったときは、会員はその債務を完済するまで、これらのサービスを受けることはできません。なお、この場合、当行は、カードを回収することができるものとし、

2. 当行は次の各号に該当する場合には、カードによるショッピングサービス、キャッシングサービスの全部または一部について利用を停止することおよびカードを回収することができるものとし、

① 会員が本規定に違反した場合もしくは違反するおそれがあると当行が判断した場合。

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

③ ショッピングサービス、キャッシングサービスによる債務のいずれかの支払遅延が頻繁に発生する等により会員の信用状態が著しく悪化または悪化するおそれがあると当行が判断した場合。

④ その他会員の信用状態が著しく悪化または悪化するおそれがあると当行が判断した場合。

⑤ ショッピングサービスについて、会員がショッピング利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、ショッピング利用枠以内であっても短期間に商品を連続して購入する等カードの利用状況について当行が不審と判断した場合。

3. 前項第2号により、カードの利用が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印章を持参のうえ、利用口座のある店舗に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めています。

4. 当行は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてはカードの利用を制限することができるものとし、

第33条 （退会等）

1. 本会員が任意に退会する場合、当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとし、なお、家族会員だけの退会の場合においても、本会員が届出するものとし、

2. 利用口座を任意に解約したとき、また本会員につき相続が開始したときは、本規定による契約は終了します。

3. 会員が第28条の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等を要せず、本規定による契約を解除

することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。

4. 会員が次の各号の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等により本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
 - ① 当行に対する債務の1つにでも期限に履行しなかったとき。
 - ② その他当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと認められたとき。
5. 第9条に定めるカードの有効期限到来後、当行から新たなカードが貸与されなかったときは、本規定による契約は終了します。
6. 会員は退会または本規定による契約が終了したときは、本規定に定める当行に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。
7. 退会後または本規定による契約の終了後に当該カードの利用により生じた損害については、すべて会員の負担とします。
8. 契約終了後の債務は支払方法によらず一括請求とします。

第34条（当行からの相殺）

1. 会員が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と会員の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当行は相殺することができるものとします。この場合、当行は事前の通知および所定の手続を省略し会員にかわり諸預け金を払戻し、債務の弁済に充当することができるものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率により年365日の日割計算とします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第35条（会員からの相殺）

1. 会員は、相殺計算をする7営業日前までに当行に通知することにより、弁済期にある預金その他債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、当行所定の手続きをとるものとし、また相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに当行に提出するものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第36条（当行からの充当指定）

当行が相殺をする場合、会員の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、特に通知せず当行が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第37条（会員からの充当指定）

1. 会員から返済または相殺をする場合、この取引による債務

のほかに債務があるときは、会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、当行が債権保全上支障が生じるおそれのあるときには指定できません。

2. 会員から指定がないときは当行が指定することができます、この場合、当行が指定する債務について期限未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第38条 (成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始または任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに成年後見人または任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るものとします。
2. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときは、前項と同様に届出るものとします。
3. 前2項の届出事項について、変更または取消等が生じたときにも同様に届出るものとします。
4. 前3項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第39条 (業務の委託)

当行は、カードに関する業務およびその他会員サービスに関する業務の一部またはすべてを個人情報保護措置を講じたうえで、三井住友カード株式会社、株式会社バンクカードサービスおよびその他の企業に委託できるものとします。

第40条 (費用負担)

会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関の振込手数料、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課および公正証書作成費用等債権の保全または実行のために要した費用を負担するものとします。

第41条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

日本国外でカードを利用する場合、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、当行の請求に応じ、必要書類を提出するものとし、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第42条 (準拠法)

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第43条 (合意管轄)

本規定による取引に関して会員と当行との間に訴訟の必要が生じた場合には、会員の住所地および当行本店または利用口座のある店舗の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第44条 (規定の変更)

本規定を変更する場合、当行はその変更内容または新規定を本会員にあてて通知します。その通知を受けた後、会員がカードによる取引を行ったときは、変更内容または新規定を承認したものとみなします。

第45条 (規定の適用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座

規定)、ちくぎんカード規定、デビットカード(J-Debit)取引規定、ICキャッシュカード特約等により取扱います。

【お問合せ・相談窓口】

1. 商品・サービス等についてのお問合せは、カードをご利用された加盟店までお願いします。
2. 本規約についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、当行におたずねください。

株式会社筑邦銀行 事務部バックオフィスセンター

TEL 0942-32-5441

〒839-0861 福岡県久留米市合川町1490番地の9

以 上

海外預金引出しサービス利用特約

第1条 (海外預金引出しサービスの内容)

海外預金引出しサービス（以下「海外キャッシュサービス」といいます。）は、ちくぎんマルチナVISAカード(以下「カード」といいます。)の会員が、日本国外で現地通貨により利用口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。

第2条 (海外キャッシュサービスの適用)

海外キャッシュサービスは、ちくぎんマルチナVISAカード会員規定第2条第1項に定める種類のカードを貸与された会員に適用します。

第3条 (利用できる支払機等)

海外キャッシュサービスは、日本国外に設置されたVisa International Service Association（以下「Visa International」といいます。）または「PLUS」に加盟する金融機関またはクレジット会社が設置し、指定している現金自動支払機（現金自動預払機を含みます。以下「海外支払機」といいます。）により受けることができます。なお、海外支払機の利用方法等は、それぞれの支払機設置先の定めによります。

第4条 (利用枠)

1. 海外キャッシュサービスの利用枠は、ショッピング利用枠の範囲内で当行が定める金額とします。なお、海外キャッシュサービス利用による未決済額および日本国外におけるキャッシングサービス利用による未決済額があるときは、利用枠からこれら未決済額を除いた額とします。
2. 海外キャッシュサービス1回あたりの利用可能額は、Visa InternationalまたはVisa Internationalに加盟・提携する金融機関、クレジット会社の定める額とします。

第5条 (手数料)

1. 海外キャッシュサービスの利用にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。また、支払機利用手数料については、当該支払機を設置している金融機関、クレジット会社の定めによります。
2. 前項の手数料は、第6条第1項による引落としと同時に引落します。

第6条 (本サービスの支払方法等)

1. 海外キャッシュサービスによる日本国外での払戻しにかかる利用口座からの引落しは、Visa Internationalの処理日の3営業日後を支払日とし、通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとし、
2. 前項の支払いについては、引出し現地通貨額をVisa InternationalまたはVisa Internationalに加盟・提携する金融機関またはクレジット会社が定める時期ならびに為替相場に基づき円貨に換算した金額を引落すものとし、
3. 日本国外における支払機によるキャッシングサービスの請求が当行にあったときは、当行は海外キャッシュサービスの利用があったものとして前2項に基づき処理するものとし、
4. 海外キャッシュサービス利用による請求と弁済期の到

来しているちくぎんマルチナVISAカード会員規定に定める他のサービス利用による債務の合計額が利用口座の残高不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、海外キャッシュサービス利用による請求と弁済期の到来している他のサービス利用による債務のいずれについても充当できないときは、その請求および債務の一部の自動引落しはいたしません。

第7条（引落し不能時の取扱い）

第5条第1項および第6条第2項の合計額が利用口座の残高不足等により引落しできないときは、海外キャッシュサービス利用による請求の自動引落しの取扱いはなかったものとし、かわりにその全額について、日本国外におけるキャッシングサービスを行ったものとして取扱います。なお、この場合の手数料は、第5条にかかわらずちくぎんマルチナVISAカード会員規定第25条第5項に定める手数料をいただきます。

第8条（サービスの停止）

ちくぎんマルチナVISAカード会員規定第31条によるサービスの停止がなされたときは、海外キャッシュサービスを利用することはできません。

第9条（解約等）

海外キャッシュサービスの解約等については、ちくぎんマルチナVISAカード会員規定第32条によるものとします。なお、利用口座を解約したとき、またはカードを退会したときは、本特約による契約は終了します。

第10条（規定の適用）

本特約に定めのない事項については、ちくぎんマルチナVISAカード会員規定によるほか、普通預金規定（総合口座規定）、ちくぎんカード規定、デビットカード（J-Debit）取引規定、ICキャッシュカード特約等により取扱います。

以上

個人情報の取扱いに関する同意事項

第1章【株式会社筑邦銀行に対する同意内容】

本重要事項は、ちくぎんマルチナVISAカード会員規定（以下「本規定」といいます。）の一部を構成します。

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）

会員、入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、当行が、会員等の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）に関し、保護措置を講じた上で次の取扱いをすることに同意します。

1. 当行が本規定および入会申込書等を含む当行との取引の与信業務（途上与信を含みます。）および債権管理業務（以下「与信関連業務」といいます。）、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で、次項記載の個人情報を収集、保有、利用すること。

- ① クレジットカード発行やカード付帯サービス等の申込の受付
- ② 「犯罪による収益移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づくご本人さまの確認等
- ③ 金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認
- ④ 入会審査等や継続的なご利用等に際しての判断
- ⑤ 利用代金決済等における期日管理等、クレジットカード発行後の管理
- ⑥ カード付帯サービス等を含むカード機能の履行
- ⑦ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発
- ⑧ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案
- ⑨ 提携会社等の金融商品やサービスの各種ご提案

なお、上記のカード付帯サービスの内容については、当行所定の方法（ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等）によってお知らせします。

2. 当行が前項記載の利用目的のため、次の個人情報を収集、保有、利用すること。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の情報および当行届出電話番号の過去5年間の有効性（通話可能か否か）に関する情報
- ② 入会申込時に届け出た事項
- ③ 本契約に関する申込日、契約日、利用枠、契約終了の有無等の契約内容
- ④ クレジットカード番号
- ⑤ カード利用状況
- ⑥ カード利用場所
- ⑦ 決済情報（延滞情報等を含みます。）
- ⑧ 「犯罪収益移転防止法」で定める書類等の記載事項

3. 当行が次の業務を委託するにあたり、個人情報の預託または提供に関する契約を締結した次の提携会社へ前項記載の個人情報を預託または提供し、当該提携会社が利用すること。なお、提携会社への個人情報の預託期間は、契約期間中および本契約終了日から5年間とします。

- ① 「犯罪収益移転防止法」に基づくご本人さまの確認等
- ② 商品やサービスをご利用いただく資格等の確認ならびにデータ処理、事務処理、発送等
- ③ 会員の日本国内外のショッピングサービス利用におけるカードの有効性および利用可能枠の確認等
- ④ 会員の日本国外のキャッシングサービスおよび海外預金引出しサービス利用におけるカードの有効性および利用可能枠の確認等
- ⑤ 前③、④に関する売上処理
- ⑥ カード付帯サービス等の宣伝物・印刷物の営業活動
- ⑦ 前⑥に関するダイレクトメール等による送付
 - (1) 「提携会社」株式会社 バンクカードサービス
「電話番号」 045-225-1905
「本社所在地」 〒220-8611
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1
「ホームページアドレス」
<http://www.bankcard.co.jp/>

第2条（個人信用情報機関への照会、登録および利用）

会員等は、当行が会員等の第1条第2項①③⑤⑦の個人情報について保護措置を行ったうえで次の取扱いをすることに同意します。

1. 当行が与信関連業務をするにあたり、当行が加盟する後記第4項記載の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等の信用情報が登録されている場合には、これを利用すること。
2. 当行は、本規定により発生した客観的な取引事実に基づく個人信用情報を当行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録すること、また登録した情報を当該個人信用情報機関の加盟会員ならびに当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用すること。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、性別、住所 ※1、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込をした事実	当社が利用した日から1年を超えない期間
③本契約に係る客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期

⑤不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
⑥官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
⑦登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑧本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

※1 ①の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。

※2 上記「本契約に関する客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立などの事実を含む)となります。

(2) 株式会社シー・アイ・シー

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、性別、住所※、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
③本契約に係る客観的な取引事実※	契約期間中及び契約終了後5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

※上記「本契約に関する客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立などの事実を含む)となります。

3. 前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されること。

4. 当行が加盟する個人信用情報機関

当行が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関が開設しているホームページに掲載されています。

【当行が加盟する個人信用情報機関】

名 称	全国銀行個人信用情報センター
所 在 地	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電 話 番 号	03-3214-5020
ホームページアドレス	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

名 称	株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法に基づく指定信用情報機関)
所 在 地	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電 話 番 号	0120-810-414
ホームページアドレス	https://www.cic.co.jp

※全国銀行個人信用情報センターは、主に銀行、信用金庫などの金融機関や、銀行系カード会社を会員とする個人信用情報機関です。

※株式会社シー・アイ・シーは、主に信販会社、クレジット会社等を会員とする個人信用情報機関です。

5. 当行が加盟する個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センターおよび株式会社シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関が開設しているホームページに掲載されています。

名 称	株式会社日本信用情報機構
所 在 地	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
電 話 番 号	0570-055-955
ホームページアドレス	https://www.jicc.co.jp

※全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シー並びに株式会社日本信用情報機構は、多重債務者の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

6. 支払停止抗弁の申出に関する登録・利用同意
本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。

第3条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当行および第1条で記載する当行と個人情報の預託または提供に関する契約を締結した提携会社ならびに第2条で記載する個人信用情報機関等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

① 当行に開示を求める場合には、第5条記載のお問合せ・相談窓口または最寄りの支店にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

また、開示請求手続きにつきましては、当行所定の方法（ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等）によってもお知らせしております。

② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

2. 開示請求により、個人情報の登録内容に誤りがあることが判明したときには、会員等は、当行に当該情報の訂正または削除の請求ができるものとし、当行は速やかに訂正または削除に応じるものとしします。

第4条（個人情報の取扱いに対する不同意）

1. 当行は、会員等が入会申込書本契約に必要な事項の記入を希望しない場合、または第1条および第2条の内容の全部または一部に同意しない場合は、入会を断ること、退会の手続きをとることができるものとしします。
2. 第1条第1項⑧に同意いただけない場合でも、これを理由に当行が本契約の締結を断ることはありません。ただし、当行の商品、サービス等の提供が受けられない場合があることを会員等は承認するものとしします。

第5条（個人情報の取扱いに関するお問合せ・相談窓口）

個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問合せや利用・提供中止、およびダイレクトメール等による宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出、その他のご意見の申し出に関しては、当行のお客さまサービス室までお願いします。

株式会社筑邦銀行 本店 お客さまサービス室

福岡県久留米市諏訪野町2456番地の1

電話：0942-32-5343（直通）

E-mail:chikuhou@chikugin.jp

（月曜日から金曜日 9：00～17：00ただし、祝祭日等銀行休業日を除きます）

第6条（同意条項の変更等）

1. 第1条および第2条について変更が生じた場合には、当行所定の方法（ホームページへの掲載、ポスター掲示等）により遅滞なく会員に変更事項を通知または公表します。
2. 当行は、次のいずれかに該当した場合、会員が前項の変更事項に同意したものとみなします。
- ① 会員が、前項の通知または公表後にカードを利用したとき
- ② 会員が、前項の通知または公表後から1ヶ月以内に変更事項に同意しない旨の申し出を行わないとき

第7条（本契約が不成立の場合の入会申込の事実利用）

本契約が不成立となった場合、または当行が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は承認をしない理由のいかんを問わず、第1条および第2条に基づき一定期間保有、利用されますが、会員審査の判断等以外に利用されることはありません。

以上

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人）は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも一切私の責任といたします。

- ① 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（1）から（2）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- （1）自己・自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ② 自らまたは第三者を利用して次の（1）から（5）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - （5）その他前記（1）から（4）に準ずる行為

ちくぎんマルチナVISAカード保証委託約款

第1条 (委託の範囲および契約の成立)

1. ちくぎんマルチナVISAカード(以下、「カード」といいます。)の会員または入会申込者(以下総称して「会員等」といいます。)が、三井住友カード株式会社(以下「保証会社」といいます。)に委託する債務保証の範囲は、株式会社筑邦銀行(以下「当行」といいます。)の定める「ちくぎんマルチナVISAカード会員規定(以下、「会員規定」といいます。)」に基づき、会員が当行に対し負担するカード利用による一切の債務、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が実際に保証する範囲、条件および方法は保証会社と当行との間に締結されている保証契約によるものとし、会員等は、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとし、
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードを受領した時点で成立するものとし、
3. 会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用するについては、本約款のほかカード会員規定の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとし、

第2条 (調査及び報告)

会員等は、保証会社から会員等の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときは、ただちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等協力するものとし、会員は、その資力、信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従うものとし、

第3条 (保証債務の履行)

会員は、会員が会員規定及びその特約事項等に従い支払いをしないとして、保証会社が当行から保証債務の履行を求められたときは、会員に対して事前の通知、催告なく、保証会社と当行との保証契約に基づいて保証債務を履行されることに同意するものとし、

第4条 (求償権の範囲)

会員は、保証会社の会員に対する下記各号に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負い、遅滞なく保証会社に支払うものとし、

- (1) 前条による保証会社の代位弁済額。
- (2) 保証会社が保証債務の履行のために要した費用の総額。
- (3) 保証会社が弁済した日の翌日から年14.6%の割合(年365日(閏年は366日)の日割計算)による遅延損害金。
- (4) 保証会社が前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条 (弁済の充当順序)

会員の弁済した金額が、保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとし、

第6条 (求償権の事前行使)

1. 会員が次の各号の1つにでも該当し、求償権の保全に支障が生じまたは生じるおそれがある時は、保証会社が第3

条の保証債務履行前に第4条に定める求償権の全額を会員に行使することに同意するものとします。

- (1) 保証会社および当行に対する債務の1つでも期限に弁済せずまたは取引規定の1つにでも違反したとき。
- (2) 仮差押、仮処分もしくは差押の通知または破産、競売、民事再生手続開始の申立をしたときまたは受けたとき。
- (3) 手形交換所から不渡処分を受けたとき。
- (4) 租税、公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。
- (5) 支払いを停止したとき。
- (6) 会員規定に基づき退会もしくは会員資格の取消を受けたとき。
- (7) その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、会員は原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や担保提供の請求並びに求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供は執らないものとします。また保証会社が債権保全のため必要と認めた時は、ただちに保証会社の承認する担保を差入れるものとします。

第7条 (公正証書の作成)

会員は、保証会社から請求があるときはこの契約による債務の履行につき直ちに強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を執るものとします。

第8条 (費用負担)

保証会社が第3条の保証債務の履行によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は会員が負担するものとします。

第9条 (合意管轄)

会員は、この約款に関しての訴訟、調停および和解については会員の住所地および保証会社の本社・営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第10条 (保証契約の改定)

保証会社と当行との間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

第11条 (保証の打ち切り)

1. 会員は、保証会社が会員の信用状況が悪化したと判断した場合、保証会社と当行との保証契約が終了した場合、その他保証会社が適当と判断した場合、この約款にかかわらず保証会社が何ら通知なく新たな保証をしない場合があることに同意するものとします。会員は、保証会社が事後に保証の打ち切りを会員に通知をする場合であっても、打ち切りの理由を開示しないことに異議ないものとします。

2. 会員が、保証会社の保証の打ち切りにより、期限の利益の喪失や会員資格の喪失等の不利益を被ったとしても、保証会社は会員に対し一切責任を負わないことに同意するものとします。

第12条 (届出事項)

1. 会員は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事

項に変更があったときは、ただちに当行に書面によって届出をし、当行は変更内容を保証会社に通知するものとします。

2. 前項で届出があった住所宛に保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。

以 上

個人情報取扱いに関する同意事項

第2章【三井住友カード株式会社に対する同意内容】

本同意条項は、ちくぎんマルチナVISAカード保証委託約款(以下「保証約款」といいます。)の一部を構成します。

第1条 (保証会社における個人情報の収集・保有・利用等)

1. 会員等は、三井住友カード株式会社(以下「保証会社」といいます。)が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記①と②の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

① 保証依頼時に会員等がちくぎんマルチナVISAカード保証依頼書(兼保証委託契約書)に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先等の情報(以下総称して「氏名等」といいます。)、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」といいます。)

② 官報や電話帳等の公開情報

第2条 (個人情報情報機関への登録・利用)

1. カードの本会員および本会員の予定者(以下、総称して「本会員等」といいます。)は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が加盟する下記の個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。)及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人情報情報機関(以下「提携信用情報機関」といいます。)に照会し、本会員等の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)を、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意するものとします。

2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴含む)が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。

3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関

および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

名 称	株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法に基づく指定信用情報機関)
所 在 地	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号 ホームページアドレス	0120-810-414 https://www.cic.co.jp

名 称	株式会社日本信用情報機構
所 在 地	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
電話番号 ホームページアドレス	0570-055-955 https://www.jicc.co.jp

※株式会社筑邦銀行(以下「当行」といいます。)もしくは保証会社が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・電話番号>

名 称	全国銀行個人信用情報センター
所 在 地	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号 ホームページアドレス	03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※ 株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

※ 上記各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関にて行います(当行および保証会社では行いません)。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本約款に係る申込みをした事実	株式会社シー・アイ・シーへの登録：保証会社が利用した日から6ヶ月間
	株式会社日本信用情報機構への登録：保証会社が利用した日から6ヶ月以内
③本約款に係る客観的な取引事実 ※2	契約期間中及び契約終了後5年以内

④債務の支払いを延滞した事実	株式会社シー・アイ・シーへの登録：契約期間中及び契約終了後5年間 株式会社日本信用情報機構への登録：契約期間中及び契約終了後5年以内
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内
⑥苦情調査中である旨	当該調査中の期間
⑦本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本約款に係わる客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間・支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む。)となります。

第3条 (個人情報第三者からの提供)

1. 当行から保証会社に提供される個人情報

(1) 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、当行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

① 会員等のカードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況および契約内容に関する情報(以下、「契約情報」といいます。)

② 会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規定に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報

③ 会員等からの電話等で問合せ等により当行が知り得た情報

④ 会員等の当行における預金・投資信託・ローン等の内訳およびその残高情報・返済状況等の取引情報

⑤ 会員等の当行における本人確認情報および与信評価情報

- ⑥ 会員等の当行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引および交渉履歴情報
 - ⑦ その他当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
- (2) 会員等は、第3条1項(1)にある代位弁済前の個人情報、代位弁済後においても同様、当行が保証会社に提供することに同意するものとします。

第4条 (個人情報の第三者への提供)

1. 保証会社から当行に提供される個人情報
会員等は、会員等に関する下記①から③の個人情報を、当行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より当行に提供されることに同意するものとします。
- ① 保証会社での保証審査の結果に関する情報
 - ② 保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報
 - ③ 当行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
2. 保証会社から債権回収委託、譲渡、証券化等に伴い第三者に提供される個人情報
保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者にも内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意するものとします。

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、保証会社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
- (1) 保証会社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口連絡するものとします。保証会社は開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細を回答するものとします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法(インターネットの保証会社ホームページへの常時掲載)でもお知らせします。
- (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡するものとします。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第6条 (会員契約が不成立の場合)

保証契約が不成立の場合であっても、会員等が保証を依頼した事実は、第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはないものとします。

第7条 (規約保証約款等に不同意の場合)

保証会社は、会員等が保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および保証約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、保証をお断りする場合があります。

第8条 (本同意事項の変更)

本同意事項は保証会社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条 (個人情報に関する問合せ先)

第5条に定める個人情報の開示・訂正・削除等については、下記の窓口にて受付られます。

<保証会社の問合せ窓口>

三井住友カード株式会社

〒105-8011 東京都港区海岸1-2-20

電話番号：03-5470-7622

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15

電話番号：06-6223-2966

ホームページアドレス：<https://www.smbc-card.com>

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人)は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この保証取引が停止され、または通知によりこの保証取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも一切私の責任といたします。

① 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 自己・自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

② 自らまたは第三者を利用して次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為

(5) その他前記(1)から(4)に準ずる行為

以上

ちくぎんカード規定

ちくぎんミニカードローン・カード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）、貯蓄預金について発行したちくぎんキャッシュカードおよびカードローン契約書にもとづいて発行したちくぎんミニカード（以下これらを「カード」という。）は、それぞれ当該口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動支払の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入支払機を含む。以下「支払機」という。）を使用して現金を払戻す場合に利用することができます。
- (2) その他当行が定めた取引を行う場合

2. (預入機での預金の預入れ)

- (1) 預入機を利用して預金に預入れるときは、預入機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、提携先の預入機では、この取扱いはいたしません。
- (2) 預入機による預入れは、預入機の機種により当行が定めた種類の紙幣に限ります。
また、1回当りの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機でのカードによる預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻す（当座貸越借入金の払出しを含む。以下同じ。）ときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順にしたがってボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回当りおよび1日当りの払戻しは、当行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と後記5.の支払機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金およびミニカードローンについては当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (支払機での通帳による預金の払戻し)

- (1) 当行のカードご利用の口座に限り、支払機を使用して通帳により預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の支払機ではこのお取扱いはいたしません。
- (2) 前項により預金を払戻すときは、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。なお、前記3.(2)、(3)の各項は本取引にも適用します。
- (3) 記帳行が満行になった通帳では、本取引による預金の払戻しはできません。この場合は、窓口に出して新しい通帳の交付を受けた後、前項の操作をしてください。

5. (支払機利用手数料)

- (1) 当行および提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合には、当行および提携先の所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」という。）をいただきます。
- (2) 前記（1）の支払機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳（前記4. の場合は除く）および払戻請求書なしで当該口座から自動的に引落します。なお、提携先の支払機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

6.（代理人による預金の預入れおよび払戻し）

- (1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。）の代理人（本人の家族1名に限ります。）による預金の払戻しの場合には、本人から代理人の氏名（署名）、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。なお、このカードで預入れもできます。
- (2) 貯蓄預金については、代理人カードの取扱いはいたしません。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7.（支払機故障時等および支払機未設置店の取扱い）

- (1) 停電、故障等により支払機の取扱いができないときは、一時的にカードの使用を停止することがあります。ただし、支払機のみ故障の場合は、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱として定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードまたは通帳により預金を払戻すことができます。
なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 当行の支払機未設置店での取扱いについても前項と同様とします。
- (3) 前記（1）および（2）による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名（署名）、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードまたは通帳とともに提出してください。

8.（カードによる払戻し金額等の通帳記入）

カードにより払戻した金額および支払機利用手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の自動預入支払機および通帳記帳機を使用されたときまたは当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。

9.（カード・暗証の管理等）

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードまたは通帳が、当行が本人に交付したカードまたは通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードまたは通帳を確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードまたは通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードまたは通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードまたは通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードまたは通帳が盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードまたは通帳の盗難により、他人に当該カードまたは通帳を不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードまたは通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行の通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カードまたは通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードまたは通帳が盗難にあった場合

12. (カードまたは通帳の紛失、届出事項の変更等)

カードまたは通帳を紛失した場合または氏名、代理人、暗証、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から

当行所定の方法により当行に届出てください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. (預入機・支払機の操作等)

当行の預入機・支払機の使用に際し、金額等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

15. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して、振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードまたは通帳（当行のカードご利用口座に限ります）を挿入し、届出の暗証、その他の所定の事項を正確に入力してください。
この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 1回当りおよび1日当りの振込金額は、当行（提携先の振込機使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。

16. (解約、カード利用停止)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第17条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ミニカードローン取引規定および振込規定により取扱います。

以 上

5051 ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、ちくぎんカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはちくぎんカード規定が適用されるものとしします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはちくぎんカード規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行所定の支払機その他の端末（以下「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

3. (ICキャッシュカードの利用)

ちくぎんカード規定第1条に定める当行および提携先が設置している支払機のうち、一部の支払機において、ICキャッシュカードの利用ができない支払機を設置している場合があります。この場合、当該支払機ではちくぎんカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

4. (一日あたりの払戻金額)

当行は、当行および提携先の支払機を利用した預金払戻しにおける一日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップ等の故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

7. (カード発行手数料)

ICキャッシュカードの取引申し込み時に、当行所定の手数料を支払うものとしします。

8. (ICキャッシュカードの有効期限・再交付)

- (1) ICキャッシュカードは、カード機能の性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。
- (2) 上記(1)の有効期限が到来する前に、当行は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当行は、当行所定の手数料を当行所定の日、通帳および払戻請求書なしで、当該ICキャッシュカードを利用する預金口座から自動的に引落としをします。
- (3) 上記(2)の手数料の引落としができなかった場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当行の窓口で当行所定の手続きが必要となります。

以 上

デビットカード（J-Debit）取引規定

第1章 デビットカード取引

1. 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行がちくぎんカード取扱規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）、その他当行所定のカード（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定等に基づく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である、または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ、機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. 利用方法等

- (1) 「カード」をデビットカード取引に利用するときは、自ら「カード」を加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読みとらせるか、または加盟店に「カード」を引き渡したうえ加盟店をして「カード」を「端末機」に読みとらせ、「端末機」に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、「端末機」に「カード」の暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により「端末機」による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりの「カード」の利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合、または最低限度額に満たない場合

- ③ 購入する商品または提供をうける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品又は役務に該当する場合
- (3) 次の場合には、「カード」をデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 1日あたりの「カード」の利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えて「カード」の暗証番号を誤って「端末機」に入力した場合
 - ③ 「カード」（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (4) 当行がデビットカード取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。
- (5) 「カード」によるデビットカード取引をご希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当行は、当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。
この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. デビットカード取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、「端末機」に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金の引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. 預金の復元等

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、ます。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店に「カード」および加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて「端末機」から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、みずから「カード」を「端末機」に読みとらせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして「端末機」に読みとらせてください。「端末機」から取消の電文を送信することが

できないときは、引落された預金の復元はできません。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して「端末機」に「カード」の暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. 規定の準用

本規約に定めのない事項についてはちくぎんカード規定およびちくぎんミニカードローン取引規定により取り扱います。カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、ちくぎんカード規定、ミニカードローン・カード規定の第3条中「支払機」、とあるのは「端末機」とし、「預金の払い戻し」とあるのは、「デビットカード取引」とし、同規定第9条第2項中「当行の支払機」及び「支払機」とあるのは「端末機」とし、同規定第14条中「預入機・支払機」とあるのは「端末機」とし、同規定第18条中「当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ミニカードローン取引規定および振込規定」とあるのは、「デビットカード取引」と読み替えます。

第2章 キャッシュアウト取引

1. 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「COデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- (1) 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO直接加盟店」といいます。）であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの。
- (2) 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの。
- (3) 規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの。

2. 利用方法等

- (1) カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカー

ドを「端末機」に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを「端末機」に読み取らせ、「端末機」に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2) 次の場合には、COデビット取引を行なうことはできません。

① 停電、故障等により「端末機」による取扱いができない場合

② 1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

(3) 次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。

① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って「端末機」に入力した場合

② 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合

③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

④ そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合

⑤ COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合

(4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行なうことはできません。

(5) CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。

(6) 当行がCOデビット取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、COデビット取引を行なうことはできません。

(7) CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3. COデビット取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、「端末機」に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金kもう座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. 預金の復元等

(1) COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット契約が解除（合意解除を含みます。）、

取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。

- (2) 前項にかかわらず、COデビット取引を行なったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて「端末機」から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを「端末機」に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして「端末機」に読み取らせて下さい。「端末機」から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません）。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。
- (5) COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して「端末機」にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとしします。

5. 不正なキャッシュアウト取引の場合の補償

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとしします。

6. COデビット取引に係る情報の提供

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落及び超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

7. カード規定の読替

カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れおよび払戻し」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻しおよびCOデビット取引」と、同規定第6条第1項中「預金の払戻しの場合」とあるのは、「預金の払戻しおよびCOデビット取引をする場合」と、同規定第7条第1項中「窓口でカードまたは通帳により預金を払戻す」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第14条中「預入機・支払機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

1. 適用範囲

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の全員である一又は複数の金融機関（以下本性において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2. 準用規定等

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1項第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以上